

第 2 2 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 2 月 9 日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第22回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年2月9日(金)

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員(16名)

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	宍倉喜八郎
5番	川寄篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘(会長)	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一(会長職務代理者)	14番	梅原英男
16番	鵜澤英夫	17番	今関喜明

5、欠席委員(1名)

15番 齋藤重幸

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~6)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1~2)

第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(整理番号1)

第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出について(整理番号1)

第9 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について(整理番号1~4)

第10 報告第5号 転用事実確認証明について（整理番号1）

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	長谷川聡彦

◎開 会

○議長 ただいまより、第22回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第22回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、齋藤重幸委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを、報告いたします。

(午後 3時01分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、鶴澤英夫委員及び今関喜明委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～6)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から6について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、桂山字川間、地目 畑の1筆、面積152平方メートルを贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中よりやや右上の方に1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページとな

ります。

次に、整理番号 2、申請地は、桂山字南田、現況地目 畑の 1 筆、面積 347 平方メートルを贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中よりやや上の方に 1-2 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 5 ページから 8 ページとなります。

次に、議案書の 2 ページをご覧ください。

整理番号 3、申請地は、柿餅字前野、地目 畑の 1 筆、面積 543 平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中より右上の方に 1-3 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 9 ページから 12 ページとなります。

次に、整理番号 4、申請地は、南横川字権現、地目 畑の 1 筆、面積 996 平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中より右下の方に 1-4 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 13 ページから 16 ページとなります。

次に、議案書の 3 ページをご覧ください。

整理番号 5、申請地は、大網字東宮谷、現況地目 畑の 6 筆、面積 790 平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、真ん中よりやや右下の端の方に2つに点在して1-5と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料17ページから21ページとなります。

次に、整理番号6、申請地は、北今泉字南上ノ台、地目 田の1筆、面積3,003平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の⑤をご覧くださいまして、真ん中よりやや右上の方に1-6と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料22ページから25ページとなります。

なお、整理番号1から6の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、一括して、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号1と2について、調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明のとおりです。

2月4日、鶴澤推進委員と義務者に話を伺いました。

整理番号1と2とも、高齢のため、維持管理が困難で、隣接に迷惑がかかるということで、権利者に相談したとのことでした。

権利者は自宅から近く、耕作しやすいため、権利者が引き受けますということで話がまとまり、今回の申請に至っております。

耕作地は綺麗に管理されており、問題はないと思いますが、慎重審議、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、鶴澤英夫委員、お願いいたします。

○鶴澤委員 議案第1号、整理番号3について、調査報告を申し上げます。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

調査に当たりましては、2月3日、齋藤推進委員と私で、義務者及び権利者にお会いし、お伺いしましたところ、義務者は留守でお会いできませんでしたが、その後、電話で義務者の母に話を伺いました。

お話によりますと、昨年、義務者に相続されましたが、この畑は義務者の祖父が権利者にお貸しして数十年となりますので、畑を返してもらっても耕作できないため、買っていただくことにいたしましたとのことでした。

権利者は、間違いございませんとのことで、今後も野菜畑として耕作したいとのことでした。

問題ないと思いますが、委員の皆さんの慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号、整理番号4の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

調査にあたりましては、2月3日に、関本推進委員と権利者宅に伺い、話を聞きました。

申請内容に間違いのないとのことでした。

義務者には電話にて話をし、申請内容に間違いのないということでした。

義務者は高齢となり、後継者も勤めで耕作できないため、権利者に売買の話を持っていったそうです。

権利者は、申請地が権利者の土地の隣接地にあり、耕作に便利のため、売買の話が決まったそうです。

権利者は耕してサツマイモ等を栽培するそうです。

問題はないと思いますが、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、齋藤義信委員、お願いいたします。

○齋藤（義）委員 それでは、議案第1号、整理番号5について、調査報告を申し上げます。

理由としましては事務局の説明のとおりです。

2月2日に高橋推進委員と権利者と義務者宅に伺いまして、お話を聞いてきました。

義務者は農業を営んでいましたが、高齢のため耕作できなくなり、農地を手放したいとのことでした。

権利者のお話によりますと、申請地は権利者がみずから経営している老人ホームと近い場所にあるため、耕作に都合が良いということで、農地面積をふやしたいと考えがあったことから、今回の申請に至っております。

何ら問題はないと思いますが、慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第1号、整理番号6について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

2月4日に片岡推進委員と義務者宅に伺い、聞き取り調査と現地確認を行いました。

今回、義務者から70歳を過ぎ、後継者もいないので、経営規模を縮小し、農地を処分することをご夫婦で決め、以前から耕作を依頼していた権利者をお願いしたところ、承諾していただき、今回の申請に至ったそうです。

権利者に電話にて確認したところ、間違いのないとのことでした。

権利者は大規模な稲作農業を営んでおり、地域の方々から信頼されている認定農業者です。

問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から6について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から6に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

次に、議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

◎議案第2号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、金谷郷字越谷台、地目 畑の1筆、面積110平方メートルを売買により所有権移転し、駐車場用地に転用しようとするものでございます。

なお、当事業は雑種地地目の土地を含めた計画であり、全体の面積は、231平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、真ん中より左上の方に2-1と示す箇所でございます。計画の詳細は、別添の詳細資料、26ページから34ページとなります。

計画概要は、駐車場の駐車ますを、長さ3.5メートルから7.2メートル、幅2.5メートルから3.5メートルに区切り、13台分の駐車場を設置しようとするものでございます。

事業を行う理由は、権利者において申請地の東側で事業を展開しており、現在、自社所有地及び更に隣接する駐車場を使用しているものの、駐車場が不足状態であるために計画されたこととあります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

ただし、転用目的が既存施設の拡張で、既存の事業用地の敷地面積は3,513平方メートル、その2分の1の面積が1,756.5平方メートルに対して、申請地は110平方メートルであり、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当することから、例外的に許可できると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内の草刈等を行い、碎石を敷均し、転圧をかけた後、ロープ張により、駐車位置を明示することから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、雨水を自然浸透する計画であります。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

内容については事務局説明のとおりでございます。

2月3日に現地で増田委員とともに、権利者に聞き取りと現地の調査を行いました。

申請農地は、県道、市道、権利者所有の雑種地に囲まれた110平方メートルの畑で、現在、雑草が繁茂している状況でした。

今回の計画は、隣接する事業用地の駐車場が狭く、高齢者の利用が多いので交通事故の安全性を考慮し、自社所有地と合わせ、お客様専用駐車場にするとのことでした。

同日、義務者宅に伺い、お話を聞いたところ、権利者から、お客様用駐車場にしたいので譲渡して欲しいと申し出がありましたので、計画に協力するため、譲渡することに決めました。

また、申請内容に間違いありませんとのことでした。

付近の農地にも影響はなく、特に問題はないと思われませんが、慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、整理番号6から7は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第3号の整理番号1から7について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の6ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は6人、利用権の設定をする者は6人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が35筆で、面積44,370平方メートル、畑はございませんので、田と畑の合計面積は同じく、44,370平方メートルでございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が5件、更新が2件の合計7件でございます。

整理番号1から7の、所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、富田、田が1筆、282平方メートル、3年、金納、全面積で、1,000円、新規。

整理番号2、清名幸谷、田が3筆、2,676平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、新規。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号3、大網、清名幸谷、田が17筆、17,040平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、新規。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号4、桂山、田が7筆、8,586平方メートル、6年、物納、10アール当たり、米1等米90キログラム、更新。

整理番号5、小中、田が4筆、11,334平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、更新。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号6から7は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。

また、同条第3項第4号の規定に基づく農地中間管理機構の公益社団法人千葉県園芸協会において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号6、細草、田が2筆、3,044平方メートル、10年、金納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム相当額、新規。

整理番号7、細草、田が1筆、1,408平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、新規。

なお、整理番号1から7の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件及び整理番号6から7につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて、すでに確認されており、農業委員等による調査は不要であるとの申し合わせが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1から2の案件につきましては、一括して、鶴澤英夫委員、お願いい

たします。

○鶴澤委員 それでは、整理番号1について報告いたします。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

2月3日に齋藤推進委員と私で、貸付人にお会いし、調査して参りました。

貸付人のお話によりますと、耕作している人から、返されてしまいましたので、隣接する借受人にお願いしたところ、快く引き受けてくれましたので、耕作をお願いしたとのことでした。

借受人は、認定農業者ですので問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議、よろしくお願いたします。

次に、整理番号2について、報告いたします。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

2月3日、齋藤推進委員と私で、貸付人にお会いし、お話を聞いたところ、今、耕作している水田に隣接していることから、借受人にお願いしたそうです。

その後、借受人に確認したところ、間違いございませんとのことでした。

委員の皆様の慎重審議、よろしくお願いたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いたします。

○川寄委員 それでは、整理番号3の調査報告をいたします。

申請理由については、事務局説明のとおりです。

調査にあたりましては、2月3日に関本推進委員と借受人宅に行き、話を伺いました。

申請内容に間違いのないとのことでした。

貸付人には電話にて話を伺い、申請内容に間違いとのことでした。

昨年までは、貸付人が耕作をしていましたが、機械等が古くなり、耕作できなくなったので、借受人に相談したそうです。

借受人は農地も近く、まとまっていることから、話が決まったそうです。

借受人は機械も労力もそろっており、問題はないと思いますが、慎重審議、よろしくお願いたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から7について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から7に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から7について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から7について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から7の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、日程第8、報告第3号、軽微な農地改良の届出について、日程第9、報告第4号、農地の転用事実に関する照会について、日程第10、報告第5号、転用事実確認証明についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書12ページから13ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各、農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書14ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地及び権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化

区域内にある地目が農地である届出地について、転用しようとするものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書15ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

土地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、耕作しようとするものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の16ページから17ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は4件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

最後に、報告第5号についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

転用事実確認証明は1件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員及び推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、日程第6から日程第10の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

特にございませんか。

ここで、私の方から皆様に相談がございます。

去る1月1日から断続的に発生した石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震により、多数の死傷者が出るとともに、家屋や公共施設等の倒壊をはじめ、農地・農業用施設などにも多大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされています。

また、依然として余震が続いており、被災農業者は心身共に極度の疲労状態にあります。

改めまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

そこで、今回、農業委員会系統組織で義援金の募集活動を実施することになり、協力の依頼がありました。

このことから、本市農業委員会でどのように対応をしたらよいか、皆様にご相談するにあたり、過日、開催しました役員会において、協議したところ、義援金を送ることに決まりました。

なお、金額は1人、1,000円としまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員を合わせまして、32,000円でいかがとなりました。

つきましては、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ありがとうございます。

それでは、32,000円を送るにあたりまして、次回、3月8日開催の第23回総会時において、会計の方で集金いたしますので、よろしく願いいたします。

◎閉 会

○議長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第22回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3時44分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月9日

農業委員会会長 内山 充弘

署名委員 鳩澤 英天

署名委員 岡 喜明